

## 審査基準及び標準処理期間

|      |                     |
|------|---------------------|
| 所属名  | 京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当 |
| 内線番号 | 76                  |

| No. | 項目     | 内容  |
|-----|--------|---|
| ①   | 処分名    | 漁港区域に係る水域又は公共空地における行為の協議  |
| ②   | 法令名    | 漁港漁場整備法   |
| ③   | 法令番号   | 平成25年法律第137号  |
| ④   | 根拠条項   | 第39条第4項   |
| ⑤   | 処分権者   | 京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)  |
| ⑥   | 法令の定め  | <p>・第39条第1項<br/>漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>・第39条第4項<br/>国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。)が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。</p> |
| ⑦   | 審査基準   | <p>・漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準(平成13年3月30日付け12水港第4289号水産庁長官通知)別添3(5)の基準によるものとする。</p> <p>3. 法第39条第1項の規定に基づく漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の基準</p>  |
| ⑧   | 経由機関名  |   |
| ⑨   | 協議機関名  |   |
| ⑩   | 標準処理期間 | (⑪合計期間)申請のあった日から60日以内   |
|     | 経由期間   |   |
|     | 協議機関   | 市町(漁港管理者)   |
|     | 当該処分機関 | 申請のあった日から60日以内  |
| ⑫   | 問合せ    | 京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)   |
| ⑬   | 備考     | 京都府漁港管理規則第2条第1項(5)に定める様式にて申請のこと。  |